

令和4年第8回教育委員会定例会  
(4月27日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和4年4月27日（水）午後3時02分から午後3時30分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	矢下 薫
教育長職務代理者	神田しげみ
委 員	高森 大乘
委 員	垣内恵美子

○出席者

事務局次長	梶 靖彦
庶務課長	横倉 亨
学務課長	川田 崇彰
児童保育課長	清水 良登
放課後対策担当課長	小野田 登
指導課長	瀧田 健二
教育改革担当課長 兼教育支援館長	工藤 哲士
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	村松 克尚
中央図書館長	大塚美奈子
事務局副参事	河野 友和

○日 程

日程第1 議案審議

第15号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 生涯学習課

ア 台東区青少年指導者育成者に対する感謝状の贈呈について

(2) スポーツ振興課

イ 株式会社かんぼ生命保険・NHK・NPO法人全国ラジオ体操連盟が実施する事業に対する共催について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について

3 その他

午後3時02分 開会

○矢下教育長 ただいまから、令和4年第8回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、神田委員にお願いいたします。

また、末廣委員は所用のため、本日は欠席でございます。なお、教育長及び在任委員の過半数の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本日の会議は有効に成立しております。

ここで、傍聴について申し上げます。

本日、会議の傍聴を希望する方については許可することとしておりますので、ご了承ください。

なお、撮影または録音につきましては、所定の手続きを行った場合のみ許可することといたしたいと思っております。

#### 〈日程第1 議案審議〉

##### 第15号議案

○矢下教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由、及び内容について、説明をお願いします。

はじめに、第15号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○矢下教育長 それでは、第15号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則（案）について、ご説明をいたします。資料をご覧ください。

まず、提案理由でございます。提案理由といたしましては、幼稚園教育職員の期末手当支給対象外職員に関して、必要な規定整備を図るため、提出をするものでございます。

続きまして、次ページにあります、新旧対照表をご覧ください。幼稚園教育職員の期末手当の取扱いについて、常勤職員等を退職し、引き続き会計年度任用職員となった教職員に対して、それぞれの職の在職期間における欠勤と日数に応じた額で支給できるように内容を改正するものでございます。

本案は、会計年度任用職員として支給要件を満たさない場合は、期末手当が支給されない事象を解消するため、第2条の2、(4)の2の支給対象外職員から削除し、改正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおり決定いただけますよう、よろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 これより、採決をいたします。

第15号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ござい

ませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

## 〈日程第2 教育長報告〉

### 1 協議事項

#### (1) 生涯学習課 ア

○矢下教育長 次に、日程第2、教育長報告の協議事項を議題といたします。

はじめに、生涯学習課のアについて、生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、台東区青少年指導者育成者に対する感謝状の贈呈について、ご説明いたします。資料1をご覧ください。

本件は、在任10年を満了した育成者に感謝状を贈呈するものでございます。

項番1、贈呈目的は、育成者として、社会教育の充実と青少年の健全育成に貢献した功績をたたえるものでございます。

項番2、贈呈日は、令和4年5月24日でございます。

項番3、贈呈の対象者は、資料に記載の6名でございます。

つきましては、項番4の文案のとおり、対象者の方々のこれまでの活動に対して感謝の意を表するため、感謝状を贈呈したいと思います。

よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、生涯学習課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

#### (2) スポーツ振興課 イ

○矢下教育長 次に、スポーツ振興課のイについて、スポーツ振興課長、説明をお願いします。

○スポーツ振興課長 株式会社かんぽ生命保険・NHK・NPO 法人全国ラジオ体操連盟が実施する事業に対する共催について、ご説明いたします。資料2をご覧ください。

台東区ラジオ体操連盟創立70周年「夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会」における台東区教育委員会の共催名義使用承認について、申請書を受理したため、提出するものでございます。

本事業は、毎年7月20日から8月31日までの43日間、全国43会場において開催され

ております、「夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会」を台東区ラジオ体操連盟の創立70周年を記念し、台東区にて誘致・開催するものでございます。

当日の様子は、NHK ラジオ第1にて、全国に生中継されます。幅広い層の区民の参加・交流が期待され、台東区ラジオ体操連盟創立60周年時にも共催で実施している事業でございます。

資料をおめくりいただき、2枚目をご覧ください。こちらに、本事業の実施概要を添付してございます。

開催日時につきましては、令和4年7月20日、午前6時から。会場は台東リバーサイドスポーツセンター陸上競技場となっております。

本事業の共催につきましては、台東区にも共催名義の使用承認申請がなされております。

説明は以上でございます。本申請につきまして、ご協議の上、ご了承くださいますようお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 すばらしいことだと思うんですけども、共催ということですので、教育委員会は何かをすることになるのでしょうか。

○スポーツ振興課長 教育委員会といたしましては、会場の設営であったり、裏方の部分の協力という形になります。

○矢下教育長 教育委員会の出席とかは。

○スポーツ振興課長 今回、台東区、及び教育委員会といたしましては、区長、それと区議会の議長そして教育委員会を代表いたしまして、教育長が出席することになっております。実際、お時間があればご出席いただくことも可能となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、スポーツ振興課のイについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

## 2 報告事項

### (1) 庶務課 ア

○矢下教育長 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。

庶務課のアについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、報告事項の(1)庶務課ア、「区長への手紙」等に係る教育委員会の対応について、3月分について、ご説明いたします。資料3をご覧ください。

まず、児童保育課取扱分、2件です。うち、回答を要しない案件が1件ございます。

件名①、一時保育についてです。要旨です。4月から一時保育の利用2か月縛りがなくなり利用する側にもメリットがあると思う。平時は利用枠に空きが有る現状のようだが、幼稚園の長期休み期間になると埋まってしまう。いつも利用している人は、その時期になると予約が取れなく、大変困っている。認可保育園は定員割れのところも出てきている。一時保育の受け入れができるようなシステムを作るのはどうでしょうか。また、4月から区立幼稚園で始まる預かり保育の空き枠の一時利用枠の検討など、早急に一時保育枠の増設を検討してほしい、というご意見をいただきました。

続きまして、件名②、一時保育の利用についてです。要旨です。一時保育の利用については、就活・通院・学校行事の参加等の事由が必要ですが、この学校行事の参加について基準が厳しいと思う。電話で学校行事と伝えたと、『下の子を連れてきてはいけないと書いてあるんですか』と言われました。コロナ禍で幼児を連れてくるのはNGというのは暗黙の了解のはずです。リフレッシュできるような一時保育もあっていいのではないかと、というご意見です。

次ページをご覧ください。放課後対策担当取扱分、3件。回答を要しない案件は0件でした。

件名③、放課後子ども教室の今後の開設予定について。要旨です。現在放課後子供教室が開設されているのは、一部の小学校のみで、その小学校に通学している子供しか入れない仕組みとなっています。今後、他の小学校でも放課後子供教室を開設する予定はあるのでしょうか。開設の予定がなくても、他の小学校の子供が通うことができるようになるのかについて教えてほしい、というご質問でございます。

件名④、放課後子供教室についてです。要旨です。子供が小学校2年生で金曾木小学校に通っており、こどもクラブに通っていますが、来年度は定員オーバーで通えなくなってしまいました。ランドセル来館も考えましたが、学校から遠く、車や変質者の心配もあり断念しました。金曾木小学校でも放課後子供教室を早く実施してほしい。今後予定はあるのでしょうか、というご意見です。

件名⑤、子どもクラブについてです。要旨です。子供がこどもクラブを待機になっています。テレワークも終わり一人で家に残すのは心配です。何か対応策はあるのでしょうか、というご意見です。

次ページをご覧ください。指導課取扱分、6件です。うち、回答を要しない案件が3件でございます。

件名⑥、校則の見直しに作業について①です。要旨です。年度末まで一月という現在において、校則の見直し作業が全く行われていない。教育委員会として、見直し作業の進捗を把握し、学校関係者、保護者のみならず、区民にも分かるように状況を公開する予定はあるのでしょうか。ないのであれば、公開していただくよう強く要望します。他区など、積極的に校則の見直しに取り組む区なども出ており、全国的にもこの動きは加速しています、というご意見です。

次ページをご覧ください。件名⑦、校則の見直し作業についての2番目でございます。要旨です。①校則の見直し作業について。校長会、生活指導主任会はどのくらいの頻度で実施されているのか教えてください。成果や進捗など、校名などの具体例を挙げて公表すべきです。実際に入学前の保護者や児童生徒は必要としている大切な情報ですので、公表していただくよう要望します。②情報提供についてです。区立学校ですので、広く区民へ情報提供は不可欠です。情報の共有を一部の関係者に限定せず、基本的には全公開を前提に進めてほしいです。校則見直しに関する通知などは現状では生徒や保護者へ向けた直接の周知は各校任せになっており、情報に偏りがあります。見直し作業と同時に、見直し作業をする旨を生徒・保護者に周知し、徹底することを区教育委員会として各校へ通知していただくよう要望いたします、というご意見です。

次ページをご覧ください。件名⑧、小学校でのマスク使用についてです。要旨です。マスクの長期着用について、弊害が顕在化しています。登下校中や運動中までマスクを着用しているようで、一日中着用している現状に驚いています。また、着用や素材など、子ども同士の指摘も厳しいと聞いています。小学校へ対応を確認したいと考えています。また、マスクの指導等について、下記の点についてメールにて回答を教えてくださいということ。①台東区の小学校でのマスク着用の指導内容②マスク着用に不安を感じる生徒への対応③子ども同士の指摘への指導内容、というご意見でございました。

続きまして、回答を要しない案件、3件でございます。

件名⑨、子供のマスクの着用について。要旨です。他の自治体では、新型コロナウイルス感染をめぐってマスクを着用していない子供を差別しないよう指導することなどを求めた請願を全会一致で採択しました。台東区でも子供のマスクについて、同様の対応をしてほしい、というご意見です。

件名⑩、中学校の卒業式について。要旨です。中学3年生です。中学生活の行事がなくなってしまうため、せめて卒業式での歌を歌わせてほしい、というご意見です。

件名⑪、登校班についてです。要旨です。子供の通っている学校には登校班があるが、各登校班の係の保護者への負担が大きく、班長が来れないときや児童が休むときの対応など、忙しい朝の時間の中、毎日大変です。一度なると卒業まで続けることになってしまいます。区内には登校班のない学校もあり、今はツイタモンで学校に着いたことを確認できるので、各自登校に変えてほしいです。保護者にアンケートなどを取って変えてほしいです、というご意見です。

次ページをご覧ください。生涯学習課取扱分が2件。うち、回答を要しない案件が1件です。

件名⑫図書館のZoom利用について。要旨です。図書館に勉強会等の目的で個人でZOOMを利用できる個室がないかと問合せたところZOOMを利用して部屋を使用することはできないと言われました。利用できるようにしてほしい、というご意見です。

回答を要しない案件、1件です。



件名⑬、新年地域意見交換会について。要旨です。区内の小学校で来賓を読んで新年会をやるようですが、学校でも感染者が減らない中、開催するのはばかかっていると思います。クラスターでも起きたら卒業式や子供たちの活動が制限されてしまうので中止にしてほしい、というご意見です。

最後に、スポーツ振興課取扱分、3件です。うち、回答を要しない案件が1件です。

件名⑭、清島温水プールについてです。要旨です。清島温水プールを利用した際に、塩素で皮膚がかさかさになり、かゆみが出て、髪も赤っぽくなってしまいました。50分で10分間の消毒時間を設けているようだが、適切なのでしょうか。薬品の濃度が強すぎるのではないのでしょうか。安心して泳げるように改善してほしい、というご意見です。

件名⑮、台東区リバーサイドスポーツセンター野球場についてです。要旨です。野球場を利用していたチームの関係者が集まり、野球場横でたばこを吸っていました。臭くて迷惑だったので、こういうチームには野球場を貸してほしくない、というご意見です。

最後に回答を要しない案件、1件です。

件名⑯、野球チームについてです。通勤で隅田公園を毎日利用しています。野球の練習を終えた子供達だけでなく、コーチや親が野球場前のトイレ周りで集まり、通行の妨げになっていて邪魔です。練習が終わったら早くどいてほしいです。野球連盟に警告をしてほしいです、というご意見です。

以上、3月のご意見等をいただきました。回答を要する件は、記載にありますとおり回答をいたしております。

報告は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○神田委員 件名④ですけれども、放課後子ども教室のことが幾つか出ています。回答のところに、具体的な開始の予定の時期は決まってないというようなご回答なんですけれども、もし、話せる範囲内で結構ですが、順番に開催できそうな場所などが決まっているようでしたら教えてください。

もう一つは、4ページの件名⑦で、校則の見直し作業についてです。各校で、見直し作業に、地域差があるのかどうかということと、また、どの学校も全部見直すのかなど、校則の現状やその違いを教えてくださいましたらと思います。

それから、もう一つは、件名⑩の、登校班のことなんです。登校班を実際にやっている学校はどのくらいあるのか。各学校の情報を教えていただけたらと思います。

以上です。

○放課後対策担当課長 まず、1点目になります。放課後子供教室の今後の開設の計画についてでございます。

具体的に、この金曾木小学校につきましては、今後改修等の予定もあるというところもございまして、終わり次第学校と調整をして開設に向けて進めていきたいと思っております。他の放課後子供教室につきましても、改修がないところにつきましては、順次学校

と調整をしながら開設に向けて進めているところであります。具体的な計画につきましては、内部ではありますが、公式にこれというものは今のところ策定はしてございません。

○神田委員 分かりました。ありがとうございます。

○指導課長 2点目の校則の見直しにつきましてですが、令和4年度に向けて、今年度に向けて、中学校7校のほうで、何等かの形での見直しが行われたということは把握しております。例えば頭髪の部分での、過去にはソフトモヒカンとか、フェードカットとか、そういう表現が書かれてあったのを削除するとか、髪型についてもそういうふうに、今はほとんどないような現状については見直しをされた学校がほとんどでございます。それから後は、例えば男子はこういう身なり、女子はこういう身なりと、男女共通である部分については、男子・女子というのを削除したというの、かなりの中学校が多いです。それから、肌着の色についても、白とか何等かの色を限定していたものを、透けないものとか、そういうような形にするとか、それから後、決め方についても、学校運営協議会、あるいは保護者アンケート、それから生徒会が生徒の意見を聞いて変更したというようなことで、全7校が何等かの見直しはしていただいております。

さらに、標準服の具体的なものをもう少し時間をかけてやりたいとか、そういったようなことも聞いておりますので、また今後、来年度に向けて進んでいくのかなと思います。

それから登校班については、小学校で1校あるということで、こちらの方は認識しております。

○神田委員 これは危険箇所とかがあるとか、やっぱりそういう、学校がある場所とか、いろいろな課題とかがあるんでしょうかね。

○指導課長 やはり今お話があったように、交通安全の部分と、それから不審者対策とか、そういったこともあるのかなというふうに認識しております。

○神田委員 大変詳しく教えていただきまして、ありがとうございます。

○高森委員 校則についてですが、校則は、中学校の場合は生徒手帳に記載があるのででしょうか。

○指導課長 校則と具体的に書いているよりも、生活の決まりというような形で書いている学校とか、あとは生徒の心得とか、そういったような形が多いのかなという。

生徒手帳ですと、ちょっと変えるのにかなり時間がかかるので、変えられた部分とちょっとまだ間に合っていない部分があるというふうに聞いております。

○高森委員 変えられた部分で、校則は入っていないわけですね。

○指導課長 校則というか、その言い方が生活の心得・きまりというふうになっている学校が多いと思います。

○高森委員 つまり今は校則を整文化して、誰かに見せられるような状況ではなくて、学校の中の内部規則として保管されているような状態なのでしょうか。

○指導課長 明らかに新入生の保護者会で説明できるような資料は、各校もうつくっております。恐らく生活指導の中で、さらに細かい内規というのは、ある学校もあると思

ますけれども。

○矢下教育長 この方は公開することを求めていますけれども、内部規則であれば本来公開する必要はないのかなという気もするんですがね。各校でちゃんと、あとは教育委員会が把握していればよろしいかなと思うので。そのあたりはどうなんだろうかね、法律的に。

○指導課長 やはり、具体的な内規は別としても、ある程度分かりやすく、様々議会の場でも、ぜひその選択をする、校則で選択をする場合の一つのツールというふうなご意見もあるので、今後は何らかの形で、やっぱりちょっとホームページ等にアップすることをお願いしていかなくちゃいけないのかなというふうに考えております。

○垣内委員 今の校則の話ですけれども、内規であっても、公立の学校ですから、情報公開の対象には十分なるんじゃないかなと思われるところがあり、保護者として、知りたい方もいらっしゃるのではないかなと思うんですけれども。今後はどういう方向になされたいというふうに考えているのでしょうか。

各学校の方針もあるかなと思うんですけど、もう少し大綱化するとか、それで必要なところは公開するとか、何かそういう方向性が見えてきているのか、あるいはそれはまだもう少し議論してからということになるのか。決して悪いことではないので、生徒さんのためにこういうことをしたらどうかという、緩やかな誘導をしているのであろうと思われるので、公開して悪いことはないのではないかなという感じはするんですけど、いかがでしょうかというのが1点。

もう一つ、この件名の①ですけれども、ご質問者は、やっぱりちゃんとお預けしたい。一時保育をきちんとしたいというお気持ちのようなんですけど、今の体制で、大体ニーズに答えられているのかどうかというところを、確認をしたいと思います。ここでは、きちんと見込みを立てて、それに基づいてサービスを提供しているというんですけど、一応こういう質問が来ているということなので、大体のニーズには答えられているという状況かどうかというのを確認させていただければというのが2点目です。

以上です。

○指導課長 1点目の校則については、今、国のほうが、生徒指導提要という、生徒指導の基本方針になるようなものを大きく、10年ぶりに見直すという情報もありまして、こちらの、やっぱり情報を見ながら、さらにちょっと見直しを続けていきたいなということで、それを見て、また学校のほうが改めたところを、次の段階としては、やはり公開をある程度していかななくてはいけないかなというふうに考えておりますので、やはり校長会のほうも、もう少し時間をかけてやりたいというような要望もいただいておりますので、それを見ながら公開の手順を踏んでいければなというふうに思っております。

○児童保育課長 ご質問者が、2行目に書かれているとおり、平時は利用枠に空きがあるようなことも書かれておりまして、年間を通じて考えると、基本的にはお応えができていくところなんですけど、このご質問にあるとおり、1年の中でも特に8月だけが利用

率が高くなって、競争が激しくなるという状況がございます。そこについては、手前どもでも認識していきまして、例えば、施設にお預かりする保育だけだと、なかなか1年の増減に対応しづらいというところもありますので、そこについては、例えばベビーシッターを派遣するとか、そういうことも含めて考えていかなければならないと思っております。

○垣内委員 分かりました。ぜひよろしくをお願いします。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のアについて、報告どおり了承願います。

### 3 その他

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後3時30分 閉会